

「退院して家に帰ってきたら前となんか違う」「どんなサービスが利用できるの?」「仕事に復帰できるのか不安」など、どこに相談して良いかわからない時は、こちらの相談窓口もご利用ください。

■大阪府高次脳機能障がい相談支援センター
(大阪府障がい者自立相談支援センター身体障がい者支援課内)

相談受付時間 月～金(祝日および年末年始を除く)9時～17時30分

所在地 〒558-0001 大阪市住吉区大領3丁目2番36号

問い合わせ先 TEL 06-6692-5262 FAX 06-6692-5340



障がい福祉サービス事業所一覧

障がい福祉サービス及び障がい児支援事業所一覧を掲載しています。障がい福祉について聞きたい・相談したい方、相談支援専門員を探したい方は、ご参照ください。

■八尾市内障がい福祉サービス事業所一覧
<https://www.city.yao.osaka.jp/0000048411.html>



当事者会・家族会

同じ障がいを抱えた当事者や家族どうして日頃の悩みを話したり、解決策を提案し合ったり、楽しみの活動を通して仲間づくりをしたりしています。

■八尾のほっと・ケーキの会(当事者と家族の会)

■東大阪え〜わの会(当事者の会)

定例会 基本的に毎月第3月曜日の14時～16時

定例会 毎月第4土曜日の14時～16時

場所 八尾市内の公共施設(開催月によって異なる)

場所 東大阪市障害児者支援センター レビラ

問い合わせ先 会長 藤崎
TEL 090-2350-5579

問い合わせ先 代表 松永
090-4566-8547

支援者の方へ

中河内圏域で、高次脳機能障がいのある方の支援を進めるための連絡会を立ち上げて、勉強会の開催やネットワーク作りなどの活動をしています。連絡会についてのお問い合わせは、下記までお願いします。

■中河内圏域高次脳機能障がい支援連絡会事務局
(八尾はあとふる病院内)

問い合わせ先 TEL 072-999-6381(担当:武平・中島)



高次脳機能障がいの症状や各種福祉制度について、より詳しい情報は、「大阪府高次脳機能障がい相談支援センター」ホームページの「高次脳機能障がい支援ハンドブック」をご覧ください。また、同ホームページにて、府内の当事者・家族会一覧や、高次脳機能障がいの診断・診療等に取り組んでいる医療機関の一覧を見ることができます。ぜひ、ご利用ください。
<https://www.pref.osaka.lg.jp/jiritsusodan/kojinou/>



高次脳機能障がいのある方の 手続き・相談窓口

頭部の病気や事故の後で、記憶障がい・注意障がい・遂行機能障がい・社会的行動障がいなどの「高次脳機能障がい」と呼ばれる症状が残ることがあります。

数分前に言われたことを忘れてしまう



集中力を持続できない



計画を立てるのが苦手になった



些細なことにイライラしやすくなった



障がいの影響で、これまで通りの生活が難しくなった方やご家族の生活を支えるために、様々な支援の制度・手続きがあります。

地域の資源や支援を活用しながら、住み慣れた地域で
ご自分らしい生活ができるようにしていきましょう。

「医療費が支払えるのか、心配」

高額療養費

支払った医療費が高額の場合、一定の金額を超えた分が戻ってくる制度。
加入している医療保険により、申請窓口が異なります。



国民健康保険加入者の方
↓
健康保険課国民健康保険係
TEL 072-924-8534

後期高齢者医療対象の方
↓
健康保険課高齢者医療係
TEL 072-924-3997

その他の医療保険加入者の方
↓
所属する保険組合

医療費が高額になることが事前にわかっている場合には、「限度額適用認定証」を提示する方法が便利です

限度額適用認定証の交付

申請により「限度額適用認定証」の交付を受け、医療機関の窓口で提示することで、医療費の支払いが自己負担限度額のみで済むようになります。

国民健康保険加入者の方
↓
健康保険課国民健康保険係
TEL 072-924-8534

その他の医療保険加入者の方
↓
所属する保険組合

70歳以上の方は、「高齢受給者証」または「後期高齢者医療被保険者証」の提示により、窓口で支払いが限度額までとなります。

限度額適用・標準負担額減額認定証の交付

低所得（住民税非課税世帯）の場合は、申請により「限度額適用・標準負担額減額認定証」の交付を受けることで、保険診療分の自己負担額や入院中の食事代が減額されます。

国民健康保険加入者の方
↓
健康保険課国民健康保険係
TEL 072-924-8534

後期高齢者医療対象の方
↓
健康保険課高齢者医療係
TEL 072-924-3997

その他の医療保険加入者の方
↓
所属する保険組合

自立支援医療

障がい福祉課 TEL 072-924-3838

交通事故（自動車損害賠償責任保険）

自動車事故の被害者の救済制度

加入している
自動車損害賠償責任保険会社

労働者災害補償保険

業務中や通勤途上の事故と認められた場合、適用される制度

勤務先（総務部など）

年金の支給やサービスの利用など、各制度の利用にあたっては様々な要件があります。ご不明なことは裏面の相談窓口、もしくは入院先・通院先の病院の相談員にご相談ください。

「生活がやっていけるのか、心配」

傷病手当金

病気や怪我で休職中の方とその家族の生活を保障するための制度
休業の4日目から支給されます。

全国健康保険協会加入の方
↓
協会けんぽの都道府県支部

健康保険組合加入の方
↓
それぞれの健保組合

共済組合加入の方
↓
それぞれの共済組合

障害年金

病気や怪我が原因で障がいがあり、日常生活や働くことが困難となった場合に支給される年金。基本的には受傷・発症日から1年6ヶ月後に、障がいの程度が基準に該当する場合に支給されます。

国民年金加入の方
↓
障害基礎年金
市民課 国民年金係
TEL 072-924-3848

厚生年金加入の方
↓
障害厚生年金
お近くの年金事務所（八尾年金事務所）
TEL 072-996-7711

共済組合加入の方
↓
障害共済年金
勤務先に確認

「家族介護だけでは大変！サポートしてほしい」

障がい福祉サービス

地域での相談支援、ヘルパーによる家事援助、日中活動の場の利用等のサービスがあります。

障がい福祉課 TEL 072-924-3838

介護保険サービス

65歳以上の方、もしくは40歳～65歳未満で脳血管疾患などの特定疾病に含まれる方が対象。ヘルパーによる家事援助やデイサービス等のサービスがあります。

高齢介護課 TEL 072-924-9360

障がい者手帳

精神障がい者保健福祉手帳あるいは身体障がい者手帳を取得できる可能性があります。手帳を取得することで、様々なサービスを利用しやすくなります。

障がい福祉課 TEL 072-924-3838

障がい者手帳の申請は、受傷・発症後概ね6ヶ月経過後に可能となります。

「本人の判断能力が十分でなく、金銭管理や様々な契約にサポートが必要」

日常生活自立支援事業

物事を判断する能力が十分でない方の、日常生活に必要な費用の支払いや預貯金のおし入れ、福祉サービス利用の手続きのお手伝いなどを行います。

八尾市社会福祉協議会
権利擁護センター
ほっとネット
TEL 072-924-0957

成年後見制度

判断能力が不十分な方が商取引等の契約行為や財産管理等を行う上で生じる被害などから身を守るための制度。本人の判断能力の状態によって、3つの種類（後見・保佐・補助）があります。詳しくは、お問い合わせください。

障がい福祉課
TEL 072-924-3838

八尾市社会福祉協議会
権利擁護センター
ほっとネット
TEL 072-924-0957

「求職活動中の生活をサポートしてほしい」

雇用保険

雇用保険に加入している方が失業した場合、失業中の生活を心配しないで1日も早く再就職できるよう就職活動を支援するために、失業等給付が支給されます。

ハローワーク布施 雇用保険給付課
TEL 06-6782-4221 部門コード11#

お仕事探し

ハローワーク布施 専門援助部門
TEL 06-6782-4221 部門コード43#

健康保険の傷病手当金、労災保険の休業補償給付等を受給中の方は、失業等給付の受給はできません。病気や怪我、出産、育児等ですぐに働けない方は、失業等給付の受給期間を延長することができますので詳しくはお問い合わせください。